

地域データ分析システム整備・運用業務委託
に係る公募型プロポーザル実施説明書

令和4年11月

赤磐市総合政策部政策推進課

地域データ分析システム整備・運用業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 目的

赤磐市では、市が所有するデータを積極的に活用し、より効果的な事業計画及び評価の実施に寄与するために、E B P M (Evidence Based Policy Making) を推進することで、住民サービスの質の向上や行政サービスにおける生産性の向上、職員の政策形成の力の向上を目指している。

このたび、地域データを分析するシステムを整備・運用することを目的に、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

地域データ分析システム整備・運用業務

(2) 業務内容

別紙「地域データ分析システム整備・運用業務委託業務委託仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 運用保守に係る業務の履行期間

導入完了及び運用開始から令和5年3月31日まで

- ・運用業務は、システム整備後から最長で3年間を想定している。ただし、各年度の当初予算において可決されなかった場合は、この限りではありません。
- ・令和5年4月1日以降の契約は、1年単位で年度ごと行う。
- ・市は毎年度末までにその年度の履行実績の評価を行い、その評価が良好であると確認した場合に限り、次年度の契約を締結する。

(5) 提案限度額

4,059,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案価格が上記の価格以上になる場合は、提案を無効とする。

※見積書の記載にあたっては、次の事項を満たすものとする。

- ・「2（2）業務内容」の提案に要する費用すべての内容を記載すること。
- ・システムの運用費用を別途記載すること。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年赤磐市告示第114号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和4年度赤磐市入札参加資格名簿に記載されている者であること。
そうでない場合は、健全な経営状況であることを証明するため、登記簿謄本の写し、法人税等の納税証明書(未納がないことを把握するため)、バランスシート等の財務諸表(債務超過に陥っていないことを把握するため)について、いずれも直近のものを提出すること。
- (7) プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS等)の認証を受けていること。

※上記要件の基準日は、本プロポーザルへの参加を申し込んだ日とする。

4. 参加申込手続き

- (1) 提出書類及び部数(任意様式はA4版で作成すること。)

	提出書類	提出部数	備考
①	提案参加申込書	1部	様式第1号
②	誓約書	1部	様式第2号
③	委任状(代理人を定める場合)	1部	様式第3号
④	使用印鑑届出書	1部	様式第4号
⑤	会社概要	1部	任意様式 会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。
⑥	業務実績	1部	任意様式 過去概ね3年以内の公共団体の類似業務実績を記載したもの。
⑦	プライバシーマークもしくは情報セキュリティマネジメントシステム	1部	認証を取得していることを証する書類の写し
⑧	健全な財政状況であることを証明するための書類		入札参加資格名簿に記載されていない場合のみ(参加資格(6)による)

- (2) 提出期間 令和4年11月16日(水)から令和4年11月28日(月)まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日

を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。また、郵送の場合は、令和4年11月28日(月)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所総合政策部政策推進課

(5) 参加資格審査結果通知

①参加資格審査結果の通知は、令和4年11月29日(火)までに書面にて通知する。

②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書により説明を求めることができる。

③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年11月16日(水)から令和4年11月21日(月)午後5時まで

(2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(様式第5号)に記入の上、令和4年11月21日(月)午後5時までに電子メールにて赤磐市総合政策部政策推進課へ下記メールアドレス宛てに提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回 答 公平性を保つため、令和4年11月25日(金)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

なお、質問に対する回答は本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす

(4) 提出先 赤磐市役所総合政策部政策推進課

メールアドレス: sousei@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を令和4年12月13日(火)午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年12月13日(火)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所 赤磐市役所総合政策部政策推進課

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

①企画提案書（任意様式）

ア) 下記の記載項目を見出しとして、それぞれについて記載を行うこと。

No	記載項目	記載すべき内容
1	業務に対する考え方	提案者の経験をもとに、地域データ分析システムを導入するにあたっての考え方を記載すること。
		構築作業の中で、特に重点的に取り組むべき事項を記載すること。
2	地域データ分析システムの提案	「業務委託仕様書」及び「基本要件一覧（資料1）」に記載の要件について、どのように実現するかを記載すること。作成するデータの集計・ビジュアルのメニューについては、可能な限りイメージ図等を用いて示すこと。
		機器・インフラ環境の構築方針（データ搭載フローを含む）について、提案者の理想と理由を記載すること。
		地域データ分析システムの概要説明を記載すること。
		データを仮名化し、匿名等の加工について、具体的にどのような仕組みを構築して対応するかを記載すること。
		職員が地域データ分析システムを円滑に活用するために、日常的な使用に繋げていくための研修計画・内容を記載すること。
3	情報セキュリティ	「業務委託仕様書」に記載のセキュリティ要件について、どのように対応するか記載すること。
4	フォロー	導入後のフォローアップ体制について記載すること。
5	業務体制	本業務に関する提案者の体制を図示しどのようなスキルを有した人材が配置されるかを示すこと。
6	過去実績	今回の提案内容について、基礎自治体に対する導入・運用実績があることを示すこと。

イ) 提出部数は5部とする。

ウ) 本文のフォントは10ポイント以上で作成すること。

エ) 図表等を多用しわかりやすく作成すること。

オ) プリントアウトした時にA4で収まるレイアウトにすること。

カ) 本文の下部にはページ番号を記載すること

②見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

ウ) 「2（2）業務内容」の提案に要する費用すべての内容を記載すること。

エ) 運用費用を別途記載すること。

(2) 提出期限 提出依頼日から令和4年12月13日（火）まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除

く。また、郵送の場合は、令和4年12月13日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所総合政策部政策推進課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者、及び次点者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和4年12月19日（月）午後3時30分から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

提案参加者に別途通知を行う。

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤プレゼンテーションの時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）以内とする。準備、片付けの時間は各5分とする。プレゼンテーション時にシステムのデモンストレーションを行うこと。

⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。

⑦プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
①業務目的の理解 コンセプト	業務の目的を十分に理解した上で、明確なコンセプト、取り組むべき事項が提案されているか。	10
②企画提案	構築・導入の全体像と役割が示されており、具体的に市にとって有益な提案となっているか。	10

	職員研修の研修内容が具体的で、本市の職員の政策形成能力向上に寄与し、本システムを円滑に運用できるような内容になっているか。	15
③セキュリティ	セキュリティ対策が十分に示されているか。	15
④実施体制	円滑で安定的な業務遂行と緊急時のサポートが期待できる適切な支援体制となっているか。対応できるスキルをした人材が確保されているか。	10
	導入後のフォローアップ体制が示されているか。	10
	同類・類似業務の実績は豊富か。	10
⑤事業効果を高めるための提案	事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れているか。	10
⑥積算の妥当性	企画内容に見合った適切な経費であるか。	10

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、地域データ分析システム整備・運用業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ仕様を確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

12. 担当部署

赤磐市役所総合政策部政策推進課（担当：直原）

所在地：〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

電話：086-955-1220

FAX：086-955-1261

メール：sousei@city.akaiwa.lg.jp